

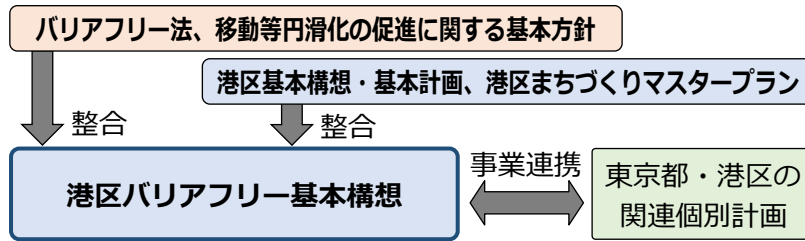
港区バリアフリー基本構想 概要

第1章 港区バリアフリー基本構想とは P1~

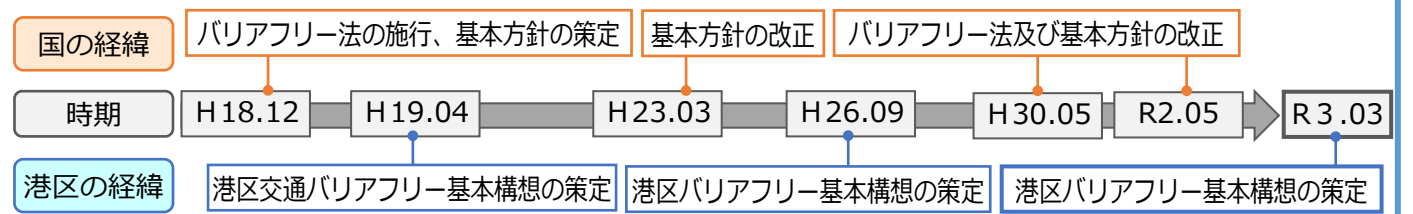
1-1. 港区バリアフリー基本構想とは P1

バリアフリー法の規定により国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(基本方針)に基づき策定するものです。港区においても、高齢者、障害者等、誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針として策定しています。

1-2. 港区バリアフリー基本構想の位置づけ P2



1-3. これまでの経緯 P3



第2章 策定の考え方 P4~

2-1. 策定の背景 P4~

- (1)バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化
 - ・高齢者人口 H26:4.0万人⇒R2:4.4万人
 - ・訪都外客数 H26:890万人⇒R1:1,520万人
- (2)バリアフリー法の改正
 - ・基本理念の追加(H30)
 - ・区市町村等による「心のバリアフリー」の推進(R2)
- (3)ユニバーサルデザイン等の関連法令等の動向
 - ・ユニバーサル社会推進法の施行(H30)
 - ・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定(R1)
- (4)区民のバリアフリーに対する意識の変化
- (5)国際的な持続可能な開発目標(SDGs)への取組
- (6)新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化 (7)区財政を取り巻く厳しい状況の認識

2-2. 現状の課題と策定の視点 P15~

- 課題① 誰もが移動しやすく、使いやすい施設整備の推進が必要
 - ⇒視点① ユニバーサルデザインの推進
 - ・港区は多様な人々が集まるまちとして、誰もがわかりやすく使いやすい施設整備が必要のため、ユニバーサルデザインをさらに推進し、ハード・ソフト両面からバリアフリーへの取組を強化することで、来街者の誰もが円滑に利用できる環境を整え、安全・安心に気持ちよく過ごせる環境を形成します。
- 課題② バリアフリー化の更なる推進と港区ならではの新たな取組が必要
 - ⇒視点② 重点整備地区及び特定事業の追加
 - ・重点整備地区と特定事業(バリアフリー化の整備に関する事業)について、区民の声や地域の新たなニーズを踏まえて追加を行い、更なる推進をめざします。
 - ・利用者の意見と実際の整備に乖離が起きないように、利用者の意見を伺いながら、国の示す基準やガイドライン等の改定を踏まえて、港区ならではの坂道への対応や運河沿いの遊歩道の整備、年齢・性別・人種等を問わず多様な人々に対応した新たな取組を提案します。
- 課題③ 思いやりのある心のバリアフリーが必要
 - ⇒視点③ 心のバリアフリーの推進
 - ・「障害者差別解消法」、「ユニバーサル社会実現推進法」の施行や「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の制定など、区内外でソフト面の取組が重要視されています。バリアの解消においては、ハード面の整備に加え、ソフト面の取組を交通事業者や施設管理者等と連携し、お互いに思いやりのある心のバリアフリーを推進します。
- 課題④ 生活様式の変化に対応したバリアフリーが必要
 - ⇒視点④ 新しい生活様式に対応したバリアフリーの推進
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活様式が変化しており、3密を避けた施設利用への対応、バリアフリーを必要としている人が優先して利用できる環境を形成します。

第3章 港区バリアフリー基本構想における基本方針 P17~

3-1. 基本理念 P17

誰もが安全・安心かつ円滑に移動でき、いきいきと元気に暮らせる都市空間を形成するとともに、お互いを尊重し、共生する社会の実現

3-2. 基本方針 P17~

- ①誰もが利用しやすく、国際化にも配慮したユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応
 - ⇒誰もが分かりやすいサイン表示や「やさしい日本語」での表記等、ユニバーサルデザインを加速し、誰もが使いやすいシンプルで柔軟性のあるバリアフリー化を推進します。
 - ⇒港区バリアフリー基本構想におけるユニバーサルデザインの考え方を整理し、事業に取り組むことで、一人ひとりの多様性が尊重され、社会参加ができる環境を形成します。
- ②利便性・安全性を向上したバリアフリーの更なる加速化
 - ⇒誰にとっても安全で移動しやすい経路の整備や施設内のバリアフリー化を図るなど、まち全体の利便性と安全性の向上を実現します。
 - ⇒IoTを活用した社会実験等に新たに取り組む、新しいバリアフリーのあり方を模索します。
 - ⇒歩きやすい坂道やアクセスしやすい水辺空間の形成により、生活の豊かさと利便性の向上をめざします。
- ③多様な世代の人々がお互いを助けあう心のバリアフリーの推進
 - ⇒お互いを思いやり支え合う社会の浸透をめざし、関係者が広報・啓発、教育等を行い、思いやりの心を育成します。
 - ⇒高齢者、障害者等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会を実現します。
 - ⇒新型コロナウイルス感染症対策を適切に行うとともに、特にバリアフリーを必要とする方が優先して利用できる譲り合いの心を醸成します。

SDGsのゴールとの関係※

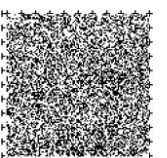
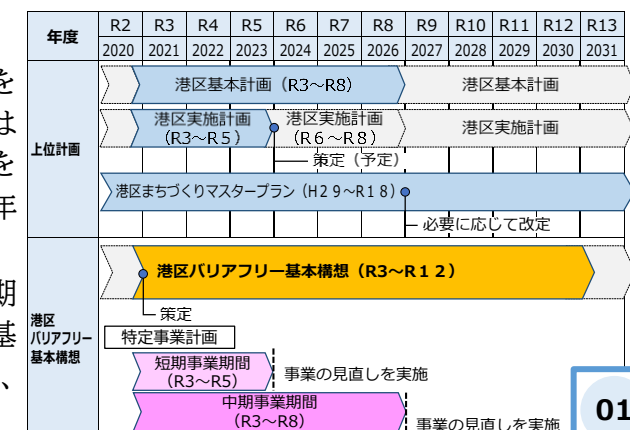


※本基本構想におけるSDGsとの関係を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて各施策を推進していきます。

3-3. 計画期間 P19

まちづくりにおけるバリアフリー環境整備は完了までに時間を要すること、また「港区まちづくりマスタープラン」の計画期間は20年と長期であり、まちづくり分野の計画や事業との整合性を図っていく必要があることから、計画期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

その中で、特定事業計画については、3年間の短期事業期間、6年間の中期事業期間とし、その節目においては、区の基本計画や地域保健福祉計画等の関連計画との整合性を図り、その都度事業の見直しを行います。



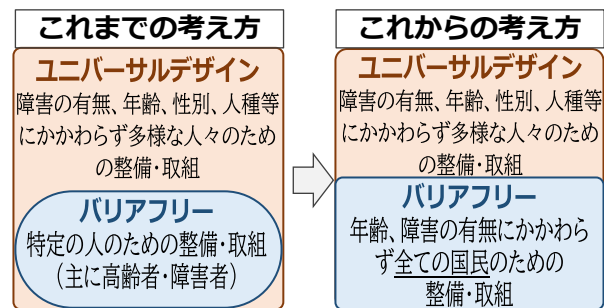
港区バリアフリー基本構想 概要

第4章 ユニバーサルデザインによる多様なニーズへの対応 P20~

4-1. ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係 P20~

バリアフリーは高齢者、障害者等が障害によりもたらされるバリアの解消を目的としている考え方です。一方、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにあらかじめデザインするという考え方です。

平成30(2018)年5月のバリアフリー法の改正により、バリアフリーの対象となる人が従前より更に広がりました。既存の障害を除去し、環境を改善するバリアフリーと、多様な人々が利用しやすいようあらかじめデザインするユニバーサルデザインの両方の考え方に基づく取組を推進することが求められている状況から、港区バリアフリー基本構想におけるユニバーサルデザインの考え方を整理します。



4-2. ユニバーサルデザインの考え方と位置づけ P22~

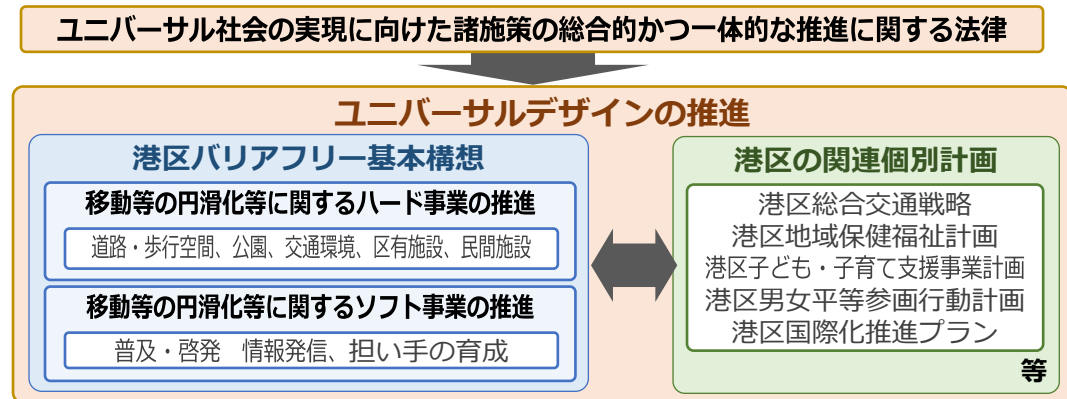
(1) 港区バリアフリー基本構想におけるユニバーサルデザインの考え方

バリアフリー基本構想におけるバリアフリーとユニバーサルデザインについて以下のとおり整理し、ユニバーサルデザインについても取組を実施していきます。



(2) ユニバーサルデザインの主な取組

港区バリアフリー基本構想においては、移動等の円滑化に関するユニバーサルデザインを推進します。また、関連計画との事業連携を図ることにより、区全体のユニバーサルデザインの推進を図っていきます。



(3) ユニバーサルデザインの施策例

○ハード事業

公共交通機関(鉄道)におけるホームから地上出口までの複数ルート化、電線類地中化、ベンチの設置
多機能トイレの機能の分散
エレベーター周辺等の視覚障害者誘導用ブロックの配置



○ソフト事業

心のバリアフリーの普及・啓発
多言語化や「やさしい日本語」による
港区バリアフリーマップや案内板等の情報発信
Uni-Voice 等を用いた情報発信

第5章 バリアフリーの更なる加速化 P29~

5-1. 整備方針 P29~

(1) 整備方針

基本方針に基づき、重点整備地区内外の整備方針を以下のとおりとし、バリアフリーの更なる加速化を図ります。

①これまでの重点整備地区の整備方針

⇒5つの総合支所を中心とした重点整備地区の中でバリアフリー化に継続して取り組むとともに、短期・中期・長期で具体的な特定事業を定めます。

②新たな重点整備地区の整備方針

⇒高輪ゲートウェイ駅及び虎ノ門ヒルズ駅周辺は、開発の進捗にあわせ新たな重点整備地区に指定し、特定事業を定め、バリアフリー化に取り組みます。

③重点整備地区以外の整備方針

⇒重点整備地区以外の地域についても、国が示す基準に適合した施設整備や維持が必要であるため、区の全域にわたって、各地区総合支所を中心に各事業者等が地域のニーズや特性を踏まえ、バリアフリー化を推進します。

(2) 重点整備地区とは

重点整備地区は、バリアフリー法における配置要件、課題要件、効果要件の3つの法的要件に基づき、区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための7つの特定事業計画を進める地区です。

区では、旅客施設を中心に通常徒歩で移動する500m~1,000m圏を範囲として、平成19(2007)年の交通バリアフリー基本構想策定時に各地区総合支所を含む浜松町駅、赤坂駅、六本木駅、白金高輪駅、田町駅の5つの駅周辺を重点整備地区と定めています。

(3) 重点整備地区内の特定事業計画の進捗状況

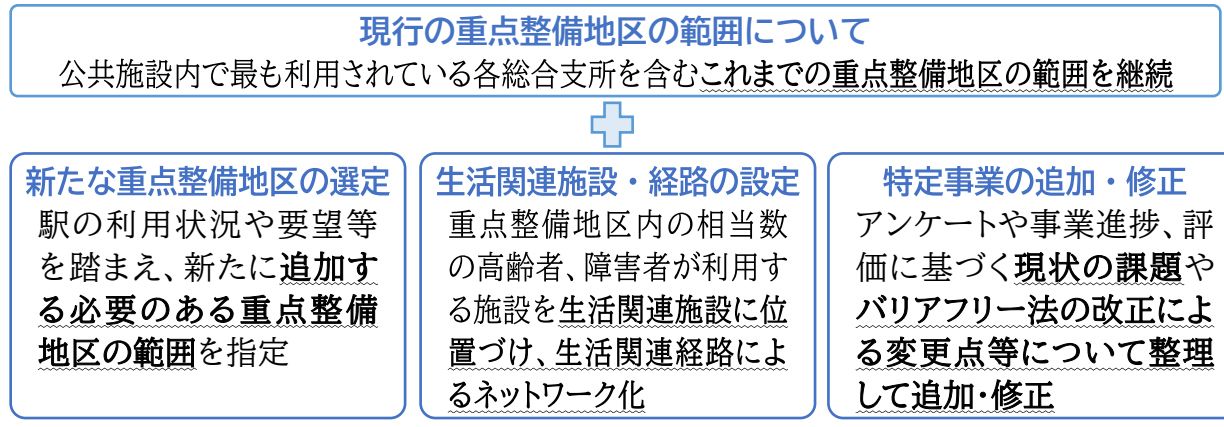
重点整備地区内では各施設管理者等が港区バリアフリー基本構想に沿ってバリアフリー化事業を進めるための特定事業計画を作成し、バリアフリー化を進めています。

令和2(2020)年3月現在

重点整備地区名	事業者数(延べ)	事業数	完了	継続実施中	進捗率	(参考)	(参考)
						前年度完了+継続	前年度進捗率
浜松町駅周辺	10	248	78	120	79.8%	191	77.6%
赤坂駅周辺	7	172	38	76	66.3%	112	65.1%
六本木駅周辺	6	115	34	68	88.7%	102	88.7%
白金高輪駅周辺	7	194	49	76	64.4%	125	63.8%
田町駅周辺	8	173	61	73	77.5%	130	74.7%
区内全域	2	15	2	13	100%	15	100%
交通安全特定事業	1	36	5	30	97.2%	30	83.3%
心のバリアフリー特定事業	1	8	4	3	87.5%	7	87.5%
合計	42	961	270	459	75.9%	712	74.0%

(4) 重点整備地区及び特定事業の追加・修正

重点整備地区の指定から10年が経過し、まちの変化や新たな施設の立地等、区の状態も変化しています。そのため、これまでの重点整備地区に加えて、新たな重点整備地区を指定するとともに、生活関連施設・経路及びその特定事業について追加・修正を行います。



5-2. 新たな重点整備地区 P34~

(1) 新たな重点整備地区の選定の考え方

新たに追加する重点整備地区の範囲の選定基準を設けます。追加にあたっては、これまでの港区バリアフリー基本構想の評価指標とは別に新たな視点を追加した選定フローを設定します。

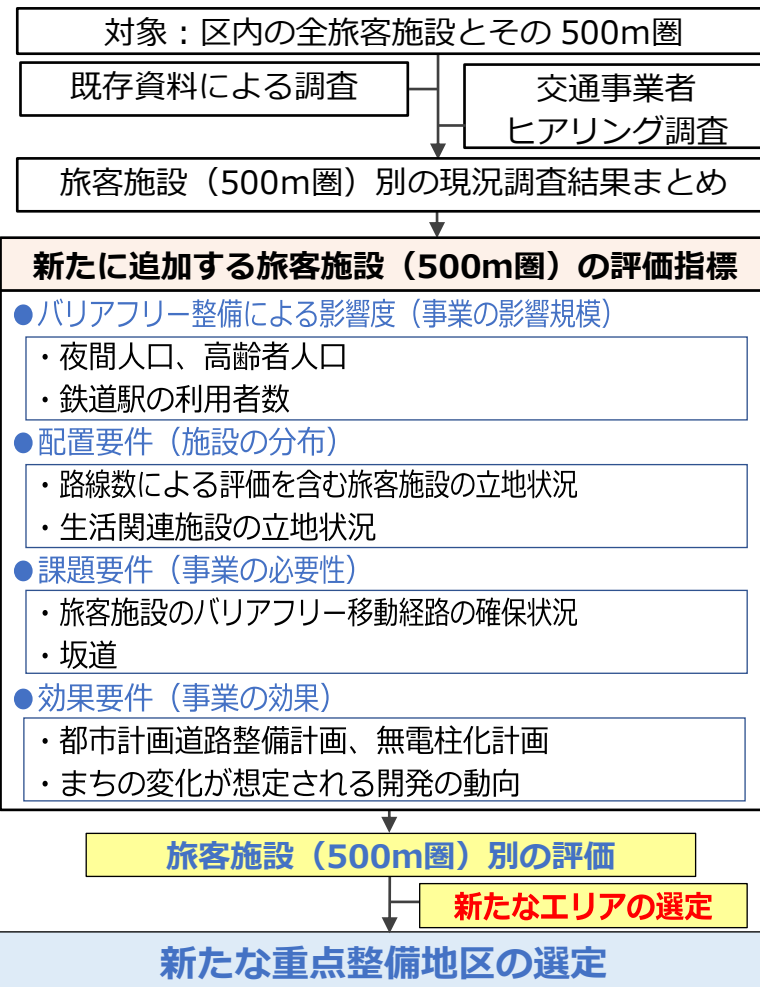
(2) 選定フローに追加した新たな視点

以下の視点を選定フローに追加しました。

○夜間と昼間を考慮したバリアフリー整備による影響度の評価		○官民連携を図るためまちの変化に対応した効果要件の評価
鉄道駅の利用者数 「バリアフリー整備による影響度」に、駅周辺エリアの評価として、鉄道の利用者数による評価	路線数による評価を含む旅客施設の立地状況 「配置要件」の「旅客施設の立地状況」として、生活関連施設の最寄りの駅へのアクセスとなる路線数を考慮した旅客施設の立地状況による評価	まちの変化が想定される開発の動向 「効果要件」として、今後、高輪ゲートウェイ駅及び虎ノ門ヒルズ駅の立地に伴う急速なまちの変化が想定される開発の動向があるエリアを考慮した評価

(3) 新たな重点整備地区の選定フロー

新たな視点を追加した選定フローは以下のとおりです。



(5) 新たな重点整備地区 P41~

新たな視点を追加した選定フローに基づき、新橋駅、品川駅周辺を重点整備地区に追加します。

(4) 港区の現状の整理

新たな重点整備地区の範囲の選定にあたり、新たな重点整備地区の選定フローに必要な港区の現状を整理しました。

○鉄道駅の利用状況

・区内で利用客数の最も多い旅客施設である、品川駅や新橋駅が含まれていない

○生活関連施設の立地状況

・新橋駅周辺は公共施設が少ない一方で、虎ノ門病院等の重要な医療施設や、隣接する重点整備地区内の施設との経路連携が必要
 ・品川駅の東側には、子育てや高齢者向けの施設、公園等の公共施設が多数立地、憩いや交通の拠点として、運河へのアクセス性の向上が必要

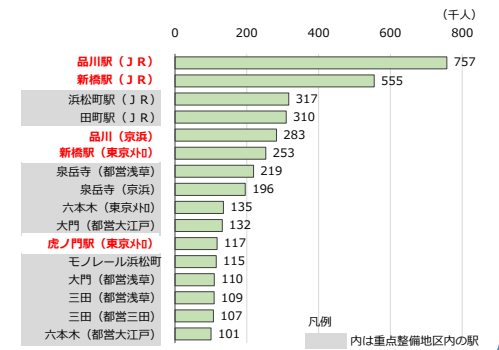
○まちづくりの動向

・港区は開発の多い区であり、特に高輪ゲートウェイ駅、虎ノ門ヒルズ駅の開業により、駅周辺の開発の機運が高い
 ・虎ノ門バスターミナルの開業
 ・高輪ゲートウェイ駅の開業に伴い、品川車両基地や鉄道路線により分断されている東西のネットワーク化

【参考】「(4)港区の現状の整理」

○鉄道駅の利用状況

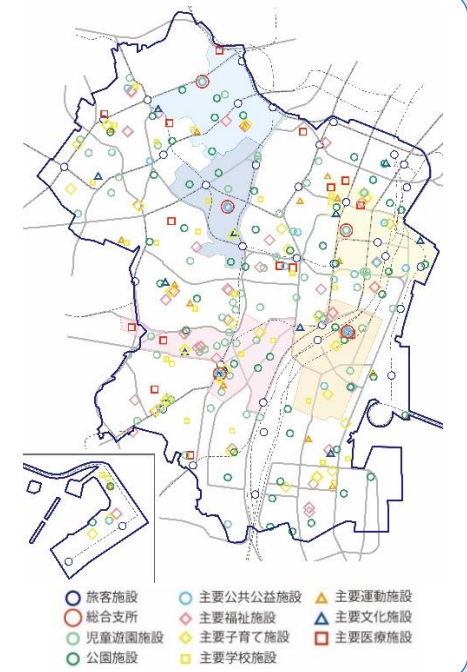
これまでの重点整備地区では、浜松町駅や田町駅、六本木駅等の利用者数の多い10万人以上の駅は大半が含まれていますが、特に利用者の多い品川駅や新橋駅は含まれていません。



○生活関連施設等の立地状況

港区の生活関連施設の立地状況は以下のとおりです。

- 旅客施設** 旅客施設の立地状況では、複数の路線及び鉄道事業者が乗り入れている品川駅(路線数 7)、新橋駅(路線数 6)はこれまでの重点整備地区に含まれていません。
- 公共公益** 総合支所をはじめ、主な公共公益施設はこれまでの重点整備地区に含まれています。
- 公園** アンケート結果によると、利用者が比較的多い公園は、芝公園、榎町公園、芝浦公園、網代公園、白金公園であり、これまでの重点整備地区に含まれています。
- 文化** 主な文化施設は現状の重点整備地区に含まれています。港区立の図書館では港南図書館以外はこれまでの重点整備地区に含まれています。
- 福祉**
 - 子育て 区全体に立地しており、一定の施設がこれまでの重点整備地区に含まれています。
 - 医療 運動
- その他** 港区の特徴である運河では、遊歩道の整備や舟運の機運が高まっています。これまでの重点整備地区では、高浜運河は含まれていません。

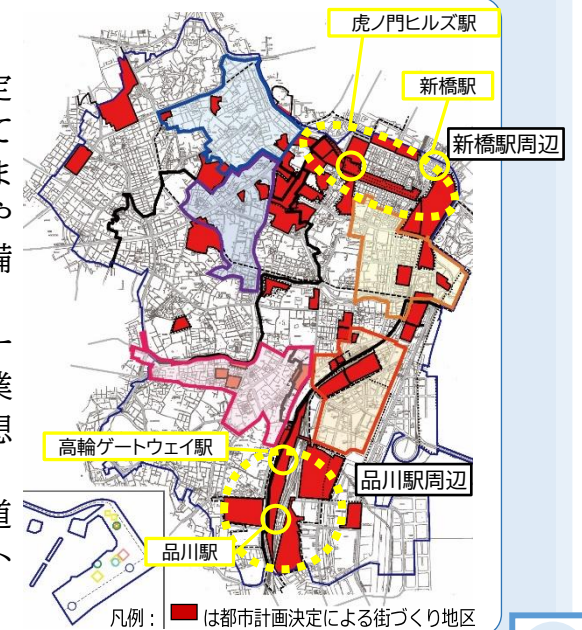


○まちづくりの動向と重点整備地区の関係

港区は開発が多く行われていますが、一定の範囲はこれまでの重点整備地区に含まれています。一方で今後、開発が行われている、または行われると想定される六本木一丁目駅や品川駅、虎ノ門駅、新橋駅の周辺は重点整備地区に含まれていません。

旅客施設では、令和2(2020)年に高輪ゲートウェイ駅と虎ノ門ヒルズ駅の2つの駅が開業されたことで、それに伴うまちなみの変化が想定されます。

また、品川駅の北側は品川車両基地や鉄道路線により分断されているため、東西のネットワーク化が予定されています。



港区バリアフリー基本構想 概要

第5章 バリアフリーの更なる加速化

5-3. 重点整備地区の一覧 P47~

港区バリアフリー基本構想では、これまでの5つの駅(浜松町駅・赤坂駅・六本木駅・白金高輪駅・田町駅)周辺重点整備地区を継承し、また、新たに2つの駅(新橋駅・品川駅)周辺を重点整備地区に指定します。

(1)生活関連施設、生活関連経路選定の考え方

以下の生活関連施設の考え方に基づき、相当数の高齢者、障害者が利用する施設を生活関連施設に位置づけています。

【生活関連施設選定の考え方】

○相当数の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると考えられる施設

- ・旅客施設(鉄道駅、バスターミナル、客船ターミナル)
- ・官公署(区役所、総合支所等)
- ・福祉施設(高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等を含む児童福祉施設)
- ・医療施設(診療所を除く、救急病院や一般病院)
- ・文化施設(図書館、生涯学習センター等)
- ・その他の公共公益施設(郵便局、区民センター、集会施設、路外駐車場等)

○高齢者、障害者等を含めた区民の健康増進を支援する施設

- ・都市公園のうち比較的規模が大きな公園や児童遊園(面積500㎡以上を基準とする)
- ・スポーツセンター、健康増進センター、プール等の運動施設

○特定多数の利用にとどまらない小学校や中学校

- ・教室や校庭が一般に開放されている区立の小学校及び中学校

これまでに策定していた5つの重点整備地区内の生活関連施設については、新規施設、移転等により閉鎖した施設について更新しています。

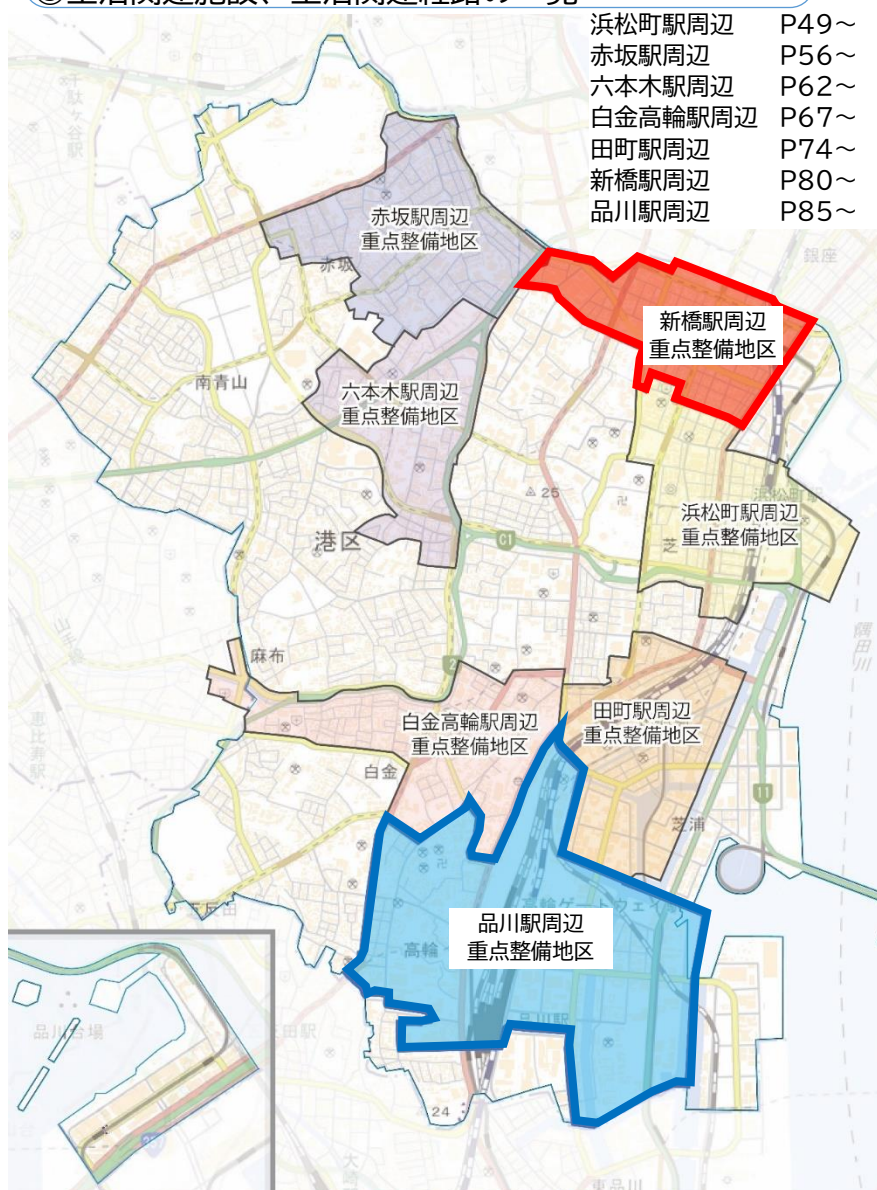
新たな重点整備地区については、生活関連施設選定の考え方に基づき、新たに地区内の生活関連施設、生活関連経路を位置づけています。

今後、港区バリアフリー基本構想策定後においてもバリアフリー化を推進する中で見直しを行い、必要に応じて生活関連施設を選定し、バリアフリーのネットワークを段階的・継続的に充実させていきます。

(2)各重点整備地区について

各重点整備地区の状況をまとめ、既存の5地区と新規の2地区についてバリアフリー化の方向性と地区内の生活関連施設、生活関連経路について示しています。

- ①地勢、生活関連施設・経路等の状況
- ②公共交通の状況
- ③通学路等の交通安全に関する指定状況
- ④バリアフリー化の方向性
- ⑤生活関連施設、生活関連経路の一覧



第6章 心のバリアフリーの推進 P92~

6-1. 心のバリアフリーとは P92

心のバリアフリーとは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、以下の3点がポイントとして掲げられています。

- 1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル(「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であること)」を理解すること。
- 2) 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- 3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

6-2. 心のバリアフリーの現況 P92~

(1)国の動向

平成30(2018)年5月に改正されたバリアフリー法において、基本理念である「共生社会の実現」に向けた取組として、「心のバリアフリー」について、「高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)」が明記されました。

また、令和2(2020)年5月の改正では、区市町村等による心のバリアフリー推進のため、バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項が追加されました。

(2)心のバリアフリーの現況

①港区のこれまでの主な取組

- ・イベントや講習の場で啓発活動を実施
- ・タブレットを利用した利用しやすい施設環境
- ・多様なバリアフリー情報発信
- ・共生社会の実現にむけた条例を制定(港区手話言語条例)

②心のバリアフリーの認知度

○「心のバリアフリー」のキーワードの認知度は約10%と、まだ広く認知されていない

6-3. 心のバリアフリーの推進に向けた取組の視点 P95~

●心のバリアフリーの意識啓発の推進

心のバリアフリーについて広く認知されていないため、バリアフリー法で明記された内容にあわせて、港区バリアフリー基本構想における心のバリアフリーがどのような取組であるのかを明記することで、意識啓発の推進を図ります。

●担い手の育成

イベントや庁内外の講習の場等を通じた啓発活動を継続して行い、誰もが施設を安心して利用できるような担い手の育成を図ります。

●誰もが利用しやすいサポートの実施

各公共交通機関、施設等にて利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行うなど適切な支援を実施し、誰もが利用しやすい環境形成を推進します。

●新しい生活様式に対応した取組の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活様式が変化しており、バリアフリーを必要とする人が3密を避けた施設利用ができる環境を形成します。

港区バリアフリー基本構想 概要

第7章 特定事業及び区全域の取組について P98～

7-1. 特定事業の方針 P98～

7つの重点整備地区の公共交通機関や道路、公園、建築物、交通安全施設等について、具体的に実施すべき整備内容、整備時期の目安を記した「特定事業」について策定します。この特定事業を基に各事業者や施設管理者が各施設の特性や事業スケジュールに沿って適切な事業内容とその計画期間を定めた特定事業計画を策定することになります。

港区バリアフリー基本構想では「公共交通特定事業」「道路特定事業」「都市公園特定事業」「路外駐車場特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」「心のバリアフリー特定事業」の7つの特定事業を定めます。

7-2. 特定事業の内容 P109～

7-3. 区全域で推進する取組 P126～

(1)音響式信号機の設置・稼働時間の延長

・主要な公共施設や病院、及び鉄道駅等の旅客施設、繁華街等の周辺における音響式信号機の設置
・既設の音響式信号機の稼働時間の延長、歩行時間延長信号機用小型送信機の普及促進

(2)横断歩道橋のバリアフリー化

・横断歩道橋のバリアフリー化(エレベーターの設置、スロープの設置等)検討
・歩道幅員の確保のための必要性の低い横断歩道橋の撤去検討

公共交通特定事業（鉄道）

●方針 P99～

- ・バリアフリーの複数ルート化の検討及び維持改善、外国語に対応した案内設備の拡充、社会情勢に応じた大人用ベッドの設置の検討等による利便性の高い環境の形成に努めます。
- ・心のバリアフリーによる事業者・利用者の対応の更なる向上を促進します。

●事業内容（抜粋）P110～

- ・ホームから地上間の複数のバリアフリー経路の検討
- ・ホームドアの設置
- ・大人用ベッドの設置検討やトイレ内の案内表示の設置等のトイレ設備の充実・改善
- ・駅職員を対象とした接客などの研修・教育の実施

公共交通特定事業（バス）

●方針 P100

- ・上屋やベンチ等が設置された利用しやすいバス停の整備を推進します。
- ・心のバリアフリーによる事業者・利用者の対応の更なる向上を促進します。

●事業内容（抜粋）P113

- ・上屋・ベンチ等のバス停環境の整備
- ・継続して車内環境改善を含めて車両改善を検討
- ・乗務員を対象としたベビーカー利用者への接客などの研修・教育の実施

道路特定事業

●方針 P101～

- ・沿道の開発事業者や電線類地中化の整備、横断歩道橋の見直しにあわせて、バリアフリーに配慮した誰もが歩きやすい歩行環境の向上を図ります。
- ・まち歩きの実施やアンケート等により、事業の整備効果の把握に取り組みます。

●事業内容（抜粋）P114～

- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良
- ・自転車走行空間の整備推進
- ・坂道に手すり、ベンチの設置
- ・案内標識の整備
- ・横断歩道橋のバリアフリー化及び不要箇所の撤去検討
- ・安全な歩行環境を維持するための定期的な点検・整備
- ・放置自転車対策や置き看板の撤去

建築物特定事業

●方針 P103～

- ・簡易的に即効性のある手法を実施し、施設内のバリアフリー化の推進を図ります。
- ・既存のバリアフリー設備を活かした施設利用の推進を図ります。
- ・周辺施設の案内情報の充実や、ベンチ等の休憩できる移動円滑化経路等における移動しやすさの向上を図ります。
- ・大規模修繕の実施にあわせてバリアフリー化を実施します。

●事業内容（抜粋）P116～

- ・敷地内において、沿道利用者が休憩できるベンチや施設の案内等の設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックや手すり等の設備を阻害している設置物の撤去
- ・大人用ベッドの設置検討やトイレ内の案内表示の設置等のトイレ設備の充実・改善
- ・音声誘導装置の設置
- ・大規模修繕に合わせたバリアフリー施設整備

都市公園特定事業

●方針 P105

- ・憩いの場所となるよう、日影や雨よけとなる屋根の設置等を検討します。
- ・障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に遊ぶことができる遊具の設置を検討します。
- ・誰もがルールやマナーを理解し利用できるよう、多言語化等による情報提供を行う案内設備の整備を推進します。

●事業内容（抜粋）P120～

- ・上屋等による日陰のある休憩施設の充実
- ・障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に遊ぶことができるユニバーサルデザイン遊具の設置を検討
- ・案内表示の多言語化を含めたわかりやすいルールやマナー等の啓発

路外駐車場特定事業

●方針 P106

- ・案内窓口等までの経路や設備の案内の充実を図ります。
- ・識別しやすい段鼻等の安全で上り下りのしやすい階段の整備を推進します。

●事業内容（抜粋）P122～

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備による受付・案内設備までの経路の確保
- ・識別のしやすい段鼻の整備
- ・トイレ案内表示の設置等のトイレ設備の充実・改善

交通安全特定事業

●方針 P107

- ・路上の違法駐車行為の防止や道路標示等の維持管理を道路管理者と連携して推進します。
- ・音響式信号機の設置や鳴動時間の延長の推進など、誰もが安全に横断できる歩行環境の形成を推進します。

●事業内容（抜粋）P124

- ・音響式信号機の整備や障害者等が安全に横断できる歩行者用青時間の確保
- ・エスコートゾーンの整備
- ・違法駐車車両の指導取締りの実施

心のバリアフリー特定事業

●方針 P108

- ・心のバリアフリーの意識啓発の推進を図ります。
- ・誰もが施設を安心して利用できるように担い手の育成を図ります。
- ・各公共交通機関、施設等における誰もが利用しやすい支援を実施し、誰もが利用しやすい環境形成を推進します。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく対策を実施します。

●事業内容（抜粋）P125

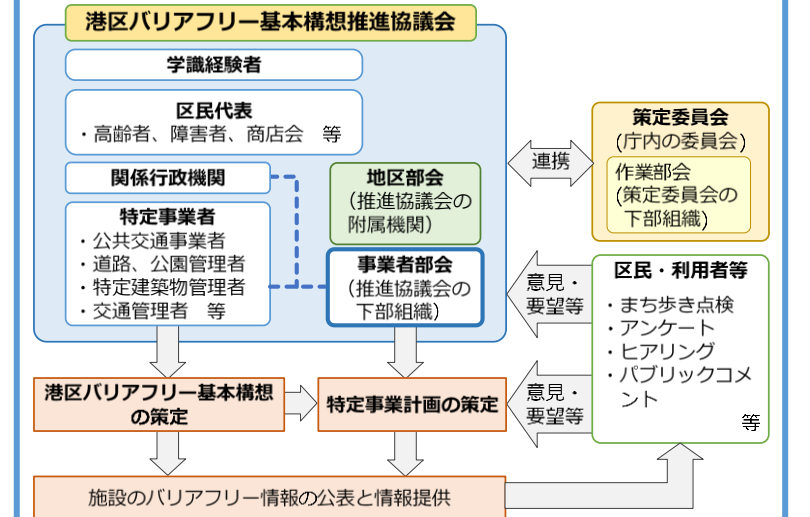
- ・事業者と協力した心のバリアフリーの普及
- ・職員のバリアフリー研修
- ・バリアフリーマップの充実と普及
- ・ユニバーサルデザイン教育やシンポジウムの実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策の取組の実施及び情報発信

第8章 基本構想の推進に向けて P132～

8-1. 推進体制 P132～

(1)推進協議会等の体制

港区バリアフリー基本構想推進協議会等の体制を活用し、基本構想策定後も高齢者、障害者等の区民参画のもと、学識経験者、行政や事業関係者による進行管理により、事業の段階的かつ継続的な発展に取り組んでいきます。

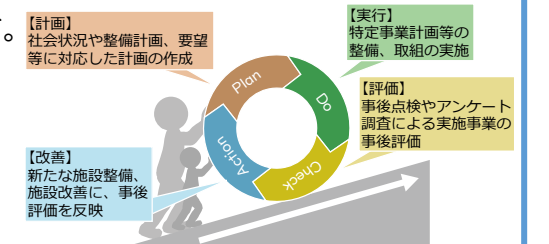


(2)分野別関連施策との連携

港区バリアフリー基本構想の具体的なバリアフリー事業の計画・実施にあたっては、重点整備地区及び重点整備地区以外の区全域にわたって、他の分野別計画の関連施策等との整合性と事業連携を図っていきます。

8-2. 進行管理 P134～

事後評価、スパイラルアップの実施にあたっては、次の3点の手法を用いて、多角的な意見を取り入れて進行管理していきます。



○実施予定スケジュール

実施予定年度	短期事業期間			中期事業期間		
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
推進協議会による進行管理	●	●	●	●	●	●
現地での確認・点検（まち歩き）	←各重点整備地区について年度を分けて実施→					
区民アンケート調査				←中期事業期間中に実施→		
特定事業計画の見直し			●			●